清瀬市消費生活センターだより

No.９２（令和２（2020）年１２月）

ヘプちゃん

ちえのわ

悪質な訪問販売お断りシールを差し上げています！

玄関などの屋外に　　電話の近くの屋内に

突然訪問してきて強引に契約をせまる悪質な訪問販売には「いりません！」ときっぱり断ることが大切です。しかし断りきれずにトラブルになるケースもあります。

意思をあらかじめ表示できるように消費生活センターでは､「悪質な訪問販売お断りシール」を配布しています。

数に限りがありますので、ご希望の方はお早めに消費生活センターへ。

心配なことやお困りのことがありましたら、
消費生活センターにご相談ください！

相談の受付　相談受付時間　平日　午前１０時～午後４時（正午～午後１時を除く）
相談専用電話　０４２（４９５）６２１２

2021年　今後の講座のお知らせ

■詳細は市報をご覧ください。

１月26日（火）終活講座③　**介護にかかる費用・制度を知っておこう**
講師：小島　美里さん（NPO法人　暮らしネットえん代表理事）

２月　９日（火）終活講座④　**高齢者施設の基本知識**　講師：中村　寿美子さん（介護コンサルタント）

３月　２日（火）消費生活講座⑤　**清瀬からの発信“SDGｓ”**　講師：西村　隆男（横浜国立大学名誉教授）

３月24日（水）消費生活講座⑥　**気軽に楽しくエコライフ**　講師：木村　智子さん・牧野　ふみよさん
タネだんごも作ります！　（NPO法人　Green　Works）

第41回　**消費生活展**　を開催しました！

例年市民まつりと同日開催していた消費生活展ですが、今年は新型コロナウィルス感染拡大防止のため、時期を遅らせ11月28日（土）に「コロナと環境」をテーマに、登録団体の活動展示と、講座「コロナと環境とくらし」講師：満田夏花さん・深草亜悠美さん（国際環境NGO FOE Japan）を実施しました。

消費生活相談の現場から

新成人の消費者トラブルにご注意！

～2022 年４月１日から成年年齢引き下げに向けて～

【事例１】

脱毛エステの無料体験に行った際、店員から「今契約すると全身脱毛コースがお得なキャンペーン価格になる」と勧められた。一度に支払えないと断ったが分割払いもできると説得され、断り切れず契約してしまった。冷静になって考えると学生の私には高額な契約だったと後悔した。エステ店に解約したいと申し出たところ、クーリングオフ期間は過ぎており、解約するには違約金がかかると言われた。

【事例２】

SNS で知り合った人から儲かる話があると言われ、50 万円の投資用ソフトを勧められた。お金がないと断ったが「消費者金融で借りればよい。すぐに元は取れる」と言われ契約した。しかし事業者からの説明と違い、全く儲からず借金だけが残った。

【アドバイス】

社会経験が少なく十分な判断能力もない未成年者を保護するために、民法では「未成年者が親権者の同意なく契約した場合は取り消すことができる」としています。悪質業者は親の同意が不要となり、一方的には契約を取り消せなくなって間もない新成人をターゲットに契約を迫ります。

民法改正で 2022 年４月１日から成年年齢が引き下げられます。これまで 20 歳に成りたての新成人が悪質商法の標的にされていましたが、成年年齢が引き下げられる 18 歳・19 歳はより一層の注意が必要です。

成人になっての契約でも取り消しや解除ができる場合もあります。
困ったときは消費生活センターに相談しましょう。

清瀬市消費生活センター

〒204-0021　東京都清瀬市元町１－４－１７
【電話】　０４２（４９５）６２１１
【ＦＡＸ】　０４２（４９５）６２２１
【開館時間】午前９時～午後１０時（月～土曜日）

消費生活相談

【相談専用電話】　０４２（４９５）６２１２
【相談時間】　月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前１０時～午後４時（正午～午後１時を除く）

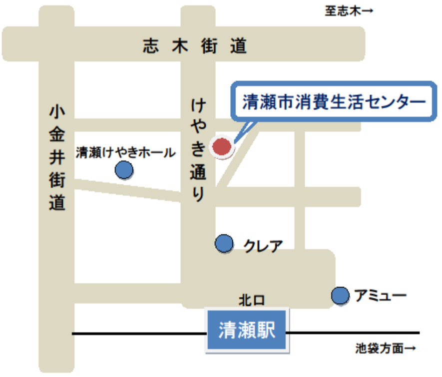

使用済み小型家電回収ボックスがあります。対象は20品目です。

※目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳ＣＤを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。

【編集・発行】　清瀬市消費生活センター　清瀬市消費生活センター運営委員会
【問い合わせ】　清瀬市消費生活センター　（電話）042（495）6211

「成年」はオトナのこと？

2022年4月から民法改正で
成年年齢が18歳に引き下げられます！

じゃあ「オトナ」ってなに

・・・とはいうけれど、そもそも「成年」になるってどういうこと？

成年とは「社会から一人前と認められる」ことです。

未成年者は取引の知識や経験が不足し、判断力も未熟であることから法律で保護されていますが、成年に達すると親の同意を得ずに自分の意思で様々な契約ができるようになります。つまり、成年になるということは、自分の判断でいろいろなことができるようになる半面、自分の行動に自分で責任を持つということでもあります。

成年になってから消費生活で困らないために
今のうちに「契約」について学んでおきましょう！

18歳（成年）になったらできること

- 親の同意なしに契約できる
  携帯電話の契約・クレジットカードを作る・ローンを組む、ひとり暮らしの部屋を借りるなど
- 10年間有効なパスポートの取得
- 公認会計士や司法書士などの国家資格取得
- 結婚
  女性の結婚年齢が 18 歳に引き上げられ、男女ともに18歳に
- 性同一性障害の人の性別変更の申し立て
- 外国人の帰化（日本国籍の取得）

20歳にならないとできないこと

- 飲酒
- 喫煙
- 公営ギャンブル
  競馬・競輪、オートレース・ボートレース
- 中型自動車免許の取得
- 養子を迎える

そもそも「契約」って何？

実は身近にある「契約」

契約というと、難しい書類にサインする様子を浮かべる人が多いかもしれません。でも実は「契約」はとても身近なものです。買い物（売買契約）、電車やバスに乗る（運送契約）、携帯電話を利用する「通信サービス契約」など、これらはすべて「契約」です。契約とは当事者同士の意思表示が合致することで成立する法律行為です。私たちはほぼ毎日「契約」をして生活を送っているのです。

選択して意思決定（契約）するのは自分です！

商品やサービスを購入・利用するまでには、いくつもの選択肢があります。そして最終的な意思決定をするのは「自分」です。たとえ少額の買い物であっても、メリット・デメリットをよく考えて後悔のない選択をしましょう。

契約前にもう一度…本当に必要なもの？無理なく払える？

知ってる？成人するとなくなる法律の保護

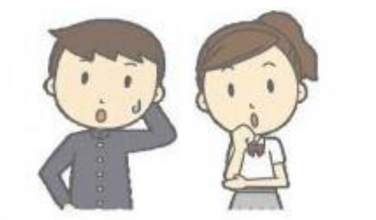

「契約」に関する成人と未成年の違い

成人（成年）…自らの判断だけで契約を結ぶことができる
未　成　年…契約するとき、法定代理人（親など）の同意が必要

電車に乗る、本を買う、映画を見るなど“小遣いの範囲”程度の契約は問題なくできます。しかし、携帯電話の契約や高額な買い物のローン契約などは、法定代理人（親など）の同意が求められます。

未成年者は法律で守られているのです！

未成年の消費者被害を抑止する役割を持つ「未成年者契約取消権」は成年に達すると同時に行使できなくなります。そのため、法律による保護がなくなったばかりの 18 歳が、悪質商法のターゲットになるのではないかと懸念されています。

「悪質商法」にご注意！　社会経験の浅い若者は狙われている！

残念なことに、世の中には他人をだまして儲けようとする悪質業者がいます。悪質業者は社会経験が浅い若者を狙っています。「自分は狙われている」と自覚して注意しましょう。

「何かおかしい…」「だまされたこと…」と思ったとき、あなたはどうしますか？
泣き寝入りは禁物！絶対にダメです！
困ったときは、**消費生活センター**に相談しよう！

「消費生活センター」は、地方自治体が運営する消費者のための相談業務や情報提供をする機関です。悪質商法による被害や契約のトラブルなどについて、専門の相談員が問題解決のための手助けや助言をしてくれます。

「困ったな」「どうしよう」と思ったときは、一人で悩まず相談しましょう。相談することであなた自身の問題解決につながることはもちろん、次の被害を未然に防ぐことにもつながります。

高齢者も狙われています！

自動通話録音機を電話機に取り付けませんか？

電話による特殊詐欺（オレオレ詐欺や還付金詐欺など）や消費者被害を未然に防止するため、自動通話録音機を無償で貸し出ししています。
対　　象：市内に住所を有する６５歳以上の方が居住する世帯（１世帯１台限り）
申し込み：平日の午前９時から午後５時までの間に消費生活センター、または防災防犯課防犯係へ

清瀬市消費生活センター　０４２-４９５-６２１１
清瀬市防災防犯課防犯係　０４２-４９７-１８４８
※身分証明書（健康保険証や運転免許証など）が必要です。
※お越しになる前には電話で在庫をご確認ください。
■市内４か所の地域包括支援センターでも受け付けています。